

災害救助法第23条第1項第7号「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」の資金の給与について

H9. 2. 19

1 衆議院予算委員会（9. 1. 19）の質問

○質問内容

災害救助法第23条第1項第7号「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」について、今まで生業に必要な資金の給与は、災害救助法で適用されたことがあるのか、また、ないなら、法律にこのように規定されているのに、なぜ適用されなかったのか。

答弁（亀田 厚生省社会・援護局長）

災害救助法は昭和22年に制定されているが、制定以来今日まで給与が実施されたということはない。

また、これは生業資金であり、経済的な自立を目的としている資金である。

ゆえに、自立した暁には返済をいただくという貸付になじむのではないかと考えられるとともに、

①公的な貸付制度が格段に整備をされてきたということ。

②経済的に最も困難な生活保護世帯については、生活保護法により、生業扶助が現に支給されている。

ことから、災害救助法の生業資金の給与は行われてこなかったと考えている。

<厚生省の見解>

① 昭和22年に制定された災害救助法には、生業資金の給与が規定されているが、その後昭和30年には生活福祉資金貸付制度が創設され、さらに昭和48年には「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律」に基づく災害援護貸付金制度が創設されるなど、公的資金による長期かつ低利の貸付制度が整備・拡充されてきたことから、これまで災害救助法に基づく生業資金の給与は行ってきていない。

② 法の建前としては、給与又は貸与となっているが、基準では貸与だけを規定し、給与については何等触れるところがない。

これは、当分は貸与だけを行い、給与は行わない方針によるものである。

（昭和37年10月厚生省社会局監修「災害救助の実務」より）

■関係通知・通達等

○災害救助法による生業資金の取扱いについて（昭26. 11. 19厚生省社会局長通知） — 抜粋 —

災害救助法第23条第1項第5号に規定する生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与については、本年4月10日発社第36号厚生省社会局長通知（「生業資金給貸与実施要領」）により了知されておることと思われるが、ルース台風による災害に際し、財務当局と折衝の結果、生業資金貸与のみを認めることとし、これが取扱い細目を左記のとおり決定したから遺憾なきを …

※上記の通知は、昭和28年12月16日発社第149号厚生事務次官通知により廃止

○災害救助法による救助の実施について（40. 5. 11厚生省社会局長通知）
第5 救助の程度、方法及び期間に関する事項

3 救助の方法

救助は特に金銭支給を認められている場合を除き、現物をもって行うものであること。

なお、真にやむをえない事情がある場合で、金銭支給を行う必要のあるときは、事前に必ず厚生大臣の承認を受けなければならないこと。

○災害救助の実務・別冊問答集（平成元年版 厚生省社会局施設課監修）

4 救助の程度、方法及び期間に関する事項

（問24）救助の方法について、現金支給は認められるか

（答） 災害救助法による救助は、災害の混乱期において緊急に被災者の衣食住を確保し、保護しなければならない趣旨に鑑み、現物支給を原則として救助の程度、方法及び期間を各都道府県知事が定めて実施されるものである。

なお、現段階では現金支給が必要であると認められる埋葬を行った者等に対する埋葬料の給付は金銭による支給が行われている。

○「災害救助誌」（昭和42年12月厚生省社会局監修／絶版）より抜粋

— 給与についても小規模の事業を営むために必要な資金として、生活保護法による生業費、技能習得費等の資金が給与されることとなっており、本法による給与は原則として行わない方針をとっている。